

## 静岡県公立大学法人中期目標

静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）は、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、時代の要請及び地域社会の要望に応え得る有為な人材を育成し、併せて開かれた大学として優れた教育・研究の成果を地域社会はもとより国際社会に還元し、もって文化の向上及び社会の発展に積極的に寄与することを目指す大学を設置し、及び管理することを目的とする。

この目的を実現するために、法人は、静岡県立大学及び静岡県立大学短期大学部（以下「県立大学」という。）が、静岡県民に支援された大学であり、地域に立脚した大学であるということを深く認識し、教育研究活動を活性化させることにより、魅力ある大学づくりを進めて行くことが必要である。

静岡県は、法人が、自主的、自律的かつ効率的な大学運営を行い、より一層県民の期待や負託に応えていくよう、この中期目標を定め、法人に指示する。

### 第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

#### 1 中期目標の期間

平成19年4月1日から平成25年3月31日までとする。

#### 2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

大学	学部等
静岡県立大学	薬学部
	食品栄養科学部
	国際関係学部
	経営情報学部
看護学部	
	大学院
	環境科学研究所
静岡県立大学短期大学部	

### 第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

#### 1 教育

##### (1) 教育の成果

##### ア 育成する人材

##### (ア) 静岡県立大学

##### a 学士課程

幅広い教養と基本的な専門学力を備え、社会に貢献し広く国内外で活躍できる人材を育成する。

その一環として、学部ごと必要な国家試験等について、合格率等の目標値を定め、教育成果の向上を図る。

##### b 大学院課程

高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人及び創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者を育成する。

##### (イ) 静岡県立大学短期大学部

生命の尊重を基盤とした豊かな人間性と実践的な専門知識・技術を備えた人材を育成する。

その一環として、必要な国家試験等について、合格率等の目標値を定め、教育成果の向上を図る。

##### イ 卒業後の進路

学生が自分の将来を長期的に見据えて卒業後の進路を主体的に選択できるよう、支援体制を構築し、希望する進路への就職・進学率100%を目指す。

##### ウ 教育の成果の検証等

- (7) 教育の成果の検証  
教育の成果を常に検証し、その結果を教育の改善に反映させる。
  - (i) 卒後教育の充実  
卒業後も、大学で修得した専門知識・技術の向上により継続して社会に貢献できるよう、卒後教育を充実する。
- (2) 教育の内容等
- ア 入学者受入れ  
大学の基本理念に基づいた入学者受け入れ方針を明確にし、高等学校との連携強化や積極的な広報を行うとともに、選抜方法の工夫や改善を図り、向学心旺盛で、県立大学で学ぶにふさわしい学力を備えた、社会人や留学生を含む多様な人材を受け入れる。
  - イ 教育課程
    - (7) 静岡県立大学
      - a 学士課程  
幅広い教養と基本的な専門学力を兼ね備えた人材を育成するため、教養教育を充実するとともに、教養教育と専門教育の有機的連携が図られたカリキュラムを編成する。
      - b 大学院課程  
学士課程における教養教育と、これに十分裏打ちされた専門的素養の上に立ち、専門性の一層の向上を図るため、深い知的学識を涵養するカリキュラムを編成する。
    - (i) 静岡県立大学短期大学部  
豊かな人間性と実践的な専門知識・技術を兼ね備えた人材を育成するため、教養教育を充実するとともに、教養教育と専門教育の有機的連携が図られたカリキュラムを編成する。
  - ウ 教育方法
    - (7) 静岡県立大学
      - a 学士課程  
学生が意欲的、主体的に学び、授業内容を確実に理解できるよう、多様で効果的な授業形態を設定するとともに、学習指導方法の改善を図る。
      - b 大学院課程  
育成する人材に即した高度の専門教育を進めるため、多様で効果的な授業形態を設定するとともに、研究指導方法の改善を図る。
    - (i) 静岡県立大学短期大学部  
学生が意欲的、主体的に学び、授業内容を確実に理解できるよう、実習教育を重視した授業形態を設定するとともに、学習指導方法の改善を図る。
  - エ 成績評価
    - (7) 静岡県立大学
      - a 学士課程  
各授業科目の到達目標及び成績評価基準を明確にし、公正な成績評価を実施する。
      - b 大学院課程  
各授業科目の到達目標及び成績評価基準並びに学位論文審査基準を明確にし、公正な評価及び審査を実施する。
    - (i) 静岡県立大学短期大学部  
各授業科目の到達目標及び成績評価基準を明確にし、公正な成績評価を実施する。
- (3) 教育の実施体制等
- ア 教職員の配置  
教育内容・教育方法等の充実を図るため、学内教員の相互交流の確立や学外専門家の積極的な登用など教職員の適切な配置を行う。
  - イ 教育環境の整備  
教育活動を効果的に行うため、施設・設備、図書、資料等の教育環境について、全学的な視点から計画的な整備に努める。

#### ウ 教育活動の評価及び改善

##### (ア) 教育活動の評価

教育活動についての外部評価や学生授業評価等の客観的な評価を実施し、その結果が教育活動の改善に活かせる体制を整備する。

##### (イ) 教育力の向上

教員が教育内容・方法を改善し、向上させるため、ファカルティ・ディベロップメント（組織的に行う教員の教育力開発）活動を充実する。

#### (4) 学生への支援

##### ア 学習支援

学生の学習意欲を高め、自主的学習が十分に行えるよう、学習環境や学習支援体制を整備・充実する。

##### イ 生活支援

学生が健康で充実した大学生生活を送ることができるよう、健康管理や生活の相談などの生活支援体制を充実する。

##### ウ 就職支援

学生が希望する就職ができるよう、就職活動への相談・支援体制の強化を図る。

### 2 研究

#### (1) 目指すべき研究の方向と水準

##### ア 社会の発展に貢献する研究の推進

###### (ア) 静岡県立大学

独創性豊かで高い学術性を備え、社会の発展に貢献できる、国際的に高い水準の研究活動を推進する。

###### (イ) 静岡県立大学短期大学部

地域社会の保健・医療・福祉の発展に貢献できる研究活動を推進する。

##### イ 広範な研究の推進

基礎研究から応用研究までの広範な領域における研究に取り組み、科学研究費補助金に係る採択件数については、中期目標期間6年間の総件数が、平成13年度から平成18年度までの6年間の総件数に比して5%の増加を目指す。

#### (2) 研究実施体制等の整備

##### ア 研究者の配置

目指すべき研究水準及び研究成果が達成できるよう、研究組織の弾力化や研究者の流動化の促進を図る。

##### イ 研究環境の整備

全学的な視点から施設・設備の有効活用を図る体制を構築するなど、必要な研究環境の整備に努める。

##### ウ 知的財産の創出・活用等

研究成果の知的財産化とその活用を戦略的に実施する体制を構築する。

##### エ 研究活動の評価及び改善

研究活動を客観的に評価するシステムを確立し、評価に関する情報を学内外に公表するとともに、評価結果を教育研究費の配分等に反映させるなど、研究活動の向上につなげる仕組みを整備する。

### 3 地域貢献

#### (1) 地域社会との連携

地域社会との連携を推進する体制の整備を図るとともに、地域に開かれた大学として、大学の知的資源や施設の活用により、県民のニーズに対応する公開講座や社会人を対象とした学習講座などを積極的に行う。

#### (2) 産学官の連携

産業界や国・自治体等との連携を推進し、研究成果の地域への還元を積極的に行う。

共同研究・受託研究については、中期目標期間6年間で350件を超える研究の実施を目指す。

(3) 県との連携

県における政策形成を積極的に支援するとともに、人事面での交流などにより県の各種施策との連携を推進する。

(4) 地域の大学との連携

地域における高等教育の機能の向上を図るため、教育研究活動の交流を積極的に行うなど地域の大学との連携を推進する。

(5) 県内の高等学校との連携

高校生の学習意欲の喚起や進路選択に資するため、県内の高等学校との連携を推進する。

4 国際交流

大学の教育研究の水準を高め、国際的な学術拠点となることを目指して、海外の大学等との交流関係を深め、交換留学や共同研究などを積極的に推進する。

第3 法人の経営に関する目標

1 業務運営の改善及び効率化

(1) 運営体制の改善

ア 全学的な運営体制の構築

経営の責任者である理事長と教学の責任者である学長が相互に連携し全学的な運営体制を構築しつつ、リーダーシップを発揮できる仕組みにより意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。

イ 効果的・機動的な組織運営

各学部等においては、全学的な方針のもとで、学部長等を中心とした効果的・機動的な組織運営を行うとともに、部局間の連携強化とそのシステムの構築を図る。

ウ 教員・事務職員の連携強化

教員と事務職員との連携を強化し、一体的かつ効果的な業務運営を行う。

エ 学外意見の反映

役員や審議会への経営感覚に優れた学外人材の登用や社会のニーズを反映できる各界からの参画などを図り、大学経営の機能強化や開かれた大学運営を推進する。

オ 内部監査機能の充実

監事を中心とした実効性のある監査体制を整備し、また、監査業務に従事する職員の専門性の向上を図り、財務規律や法人業務の適正処理を確保する。

(2) 教育研究組織の見直し

教育研究の進展や社会的要請等に対応するため、教育研究組織のあり方について不断に検討し、適切に見直しを行う。

(3) 人事の適正化

ア 戦略的・効果的な人的資源の活用

(ア) 教職員にインセンティブ（動機付け）が働く仕組みの確立

意欲・業績等が適切に反映される制度を導入することにより、教職員にインセンティブが働く仕組みを確立し、教育研究活動の一層の活性化を図る。

(イ) 全学的視点での任用

全学的視点に立った戦略的・効果的な人事を行うとともに、公正性、透明性、客観性が確保される任用制度を構築し、効果的な運用を図る。

イ 弾力的な人事制度の構築

非公務員型としてのメリットを活かし、多様な任用形態、柔軟な勤務形態等の弾力的な人事制度を構築し、効果的な運用を図る。

(4) 事務等の生産性の向上

ア 事務処理の効率化

事務職員の専門性を高めるためスタッフ・ディベロップメント（組織的に行う職員の職務能力開発）活動を積極的に推進するとともに、総務事務等の集中化やIT（情報技術）の活用の推進などにより、効率的・効果的で生産性の高い事務処理を図る。

イ 事務組織の見直し

効率的・効果的で生産性の高い事務処理を行うため、事務組織のあり方について不断に検討し、適切に見直しを行う。

2 財務内容の改善

(1) 自己収入の確保

ア 授業料等学生納付金

授業料をはじめとする学生納付金は、法人の業務運営における基礎的な収入であることを踏まえつつ、受益者負担の適正化や社会情勢等を勘案し、適切に料金設定を行う。

イ 外部研究資金その他の自己収入の増加

教育研究活動のさらなる向上を目指し、科学研究費補助金をはじめとする競争的資金への取組や産学官連携・地域連携による共同研究・受託研究への取組などを推進する。

(2) 予算の効率的な執行

常に財務状況の分析を行い、管理的経費の見直し及び節減に努めるなど、財務内容の向上を図り、重点的かつ効率的な予算執行を進める。

県から法人に交付する運営費交付金の対象となる管理的経費は、事務運営の効率化を進める中で、平成24年度において平成19年度に比して5%の削減を図る。

(3) 資産の運用管理の改善

全学的な視点に立った資産の運用管理体制を整備し、安全かつ効率的・効果的な資産運用を図る。

第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

1 評価の充実

教育研究活動及び業務運営について、自己点検・評価を定期的実施するとともに、第三者機関による外部評価を受け、それらの結果を公表し、評価結果を教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。

2 情報公開・広報等の充実

(1) 情報公開の推進

社会への説明責任を果たし、大学の教育研究活動及び業務運営について広く県民の理解を得るため、積極的に情報公開を行う。

(2) 広報の充実

国内外における評価を高めるため、大学の教育研究活動の内容や成果について、戦略的かつ効果的な広報を行う。

(3) 個人情報保護

法人が保有する学生・教職員等の個人情報について、適正に管理し、保護する。

第5 その他業務運営に関する重要目標

1 施設・設備の整備・活用等

既存の施設・設備を有効に活用するなど適切な維持管理に努めるとともに、長期的な展望に立ち、環境やユニバーサルデザインなどにも十分配慮し、必要に応じて、計画的に施設・設備の整備・改修を進める。

2 安全管理

(1) 安全管理体制の確保

大学を運営することにより起こり得る事故等を未然に防止するとともに、事故等が起きた場合に適切に対処できるよう、全学的な安全管理体制を確保する。

(2) 防災体制の確立

大規模地震・災害に素早く対応できるよう、地域社会と一体となった防災体制を確立する。

3 人権の尊重

良好な職場環境の維持及び教育研究活動の向上を図るため、人権尊重の視点に立った全学的な取組を進める。